

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 東京都環境影響評価条例による見解書………一
- ………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出………(産業労働局農林水産部水産課)……四
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………四
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………(同)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………五
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………(同)……六
- ………(同)……六
- 東京都告示第千五百四十八号
- 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

告示

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一日時 平成二十六年十二月十日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社新日本住宅

(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 伸宏

(三) 主たる事務所の所在地 練馬区練馬一丁目五番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第七九二二三号

(五) 免許年月日 平成二十二年十二月八日

東京都告示第千五百四十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、大手町一丁目2地区開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井物産株式会社

代表取締役社長 飯島 彰己

千代田区大手町一丁目二番一号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

大手町一丁目2地区開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区大手町一丁目2地区に位置する計画地において、業務機能や文化・交流機能を持ち、環境性能及び防災機能を備えた複合用途建築物を建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十一月二十五日から同年十二月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課

千代田区九段南一丁目二番一号

- イ 中央区環境土木部環境政策課
中央区築地一丁目一番一号
- ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。
 評価書案に対して都民からの意見書の提出はなかった。また、事業段階関係区長である千代田区長及び中央区長から意見が提出された。
 事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、表2～表3に示すとおりである。
 なお、意見及び見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	2
合計	2

表2(1) 事業段階関係区長（千代田区）からの意見及び事業者の見解

項	意見の内容	事業者の見解
項 目：大気汚染 評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、排出ガス対策型建設機械を採用するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	評価書案に記載しましたとおり、計画地内に防風植栽を適切に配置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。
項 目：騒音・振動 評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、低騒音型の建設機械を採用するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	評価書案に記載しましたとおり、長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするよう配慮した建物配置、形状とするよう、環境に配慮いたします。
項 目：日影 評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするよう配慮した建物配置、形状とするよう、環境に配慮いたします。	評価書案に記載しましたとおり、テレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。
項 目：電波障害 評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、テレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	評価書案に記載しましたとおり、計画地内に防風植栽を適切に配置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。
項 目：風環境 評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、計画地内に防風植栽を適切に配置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	評価書案に記載しましたとおり、計画地内に防風植栽を適切に配置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。

表2(2) 事業段階関係区長(千代田区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項 目：景観	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、計画地西側(皇居側)に大規模なオーゾンスペース・緑地空間を整備することにより、皇居の水と緑との調和を図るなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	
項 目：史跡・文化財	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対して、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう仮囲いを設置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	
項 目：環境保全のための措置(確認事項)	防風植栽について、想定外の風が発生した場合の措置の検討状況を教示されたい。	防風植栽は、強風にも耐えられるよう十分な根入れ深さを確保するとともに、樹木支柱による倒木を防ぐ対策を実施いたします。また、事後調査において防風植栽の維持管理について確認し、必要に応じて補植等の追加対策を講じてまいります。	
項 目：その他	神田地域のまちづくりについて、影響はない。	評価書案に記載しましたとおり、千代田区等の環境保全に関する計画等の内容に配慮して、事業を進めてまいります。	

表3 事業段階関係区長(中央区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項 目：施工計画	工車用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保してください。	工車用車両の走行ルートは、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や歩行者等の安全に配慮するなど交通安全の確保に努めます。	
項 目：その他	工車用車両及び開発交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるので、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めてください。	工車用車両及び開発交通量の増加について、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めます。	
項 目：その他	本事業に関する工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情・相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにしてください。	工事の施行中は、住民等からの苦情・相談の受付窓口を設置し、苦情等に対して速やかに対応ができる体制を確保します。また、工事の完了後も誠意をもって対応します。	

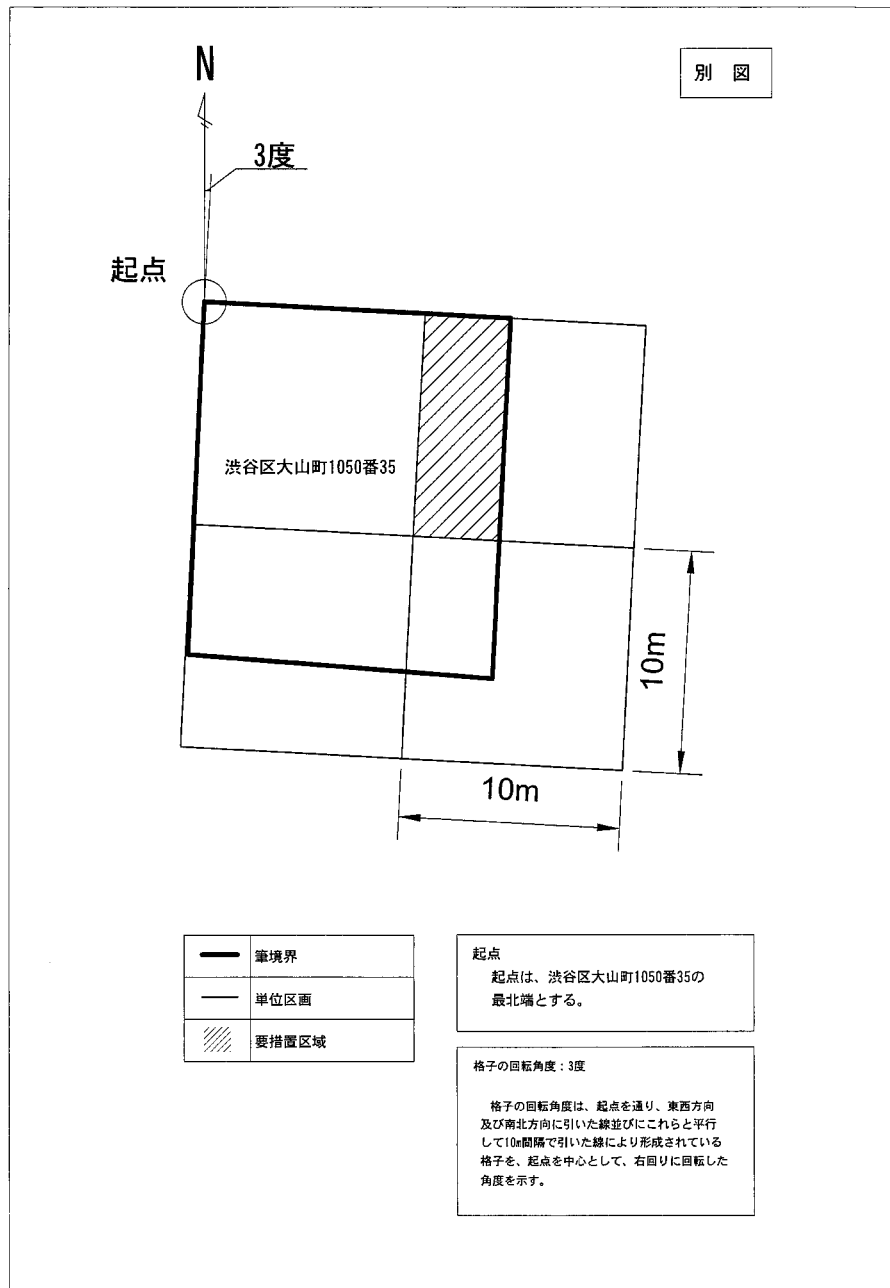
●東京都告示第千五百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり(渋谷区大山町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



●東京都告示第千五百五十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

法第十三条第一項の
加入区 発起人の住所 申出をする 縦覧期間 縦覧場所
の名称 及び氏名 漁業協同組合の名称

にいじま漁業協同組合	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地
ま加入 新島村若郷四十三号	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地
区 北村 好太郎	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地
新島村本村五丁目四番十号	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地
河原 朗	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり

公告する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あさかわ

三 代表者の氏名

山崎 昌芳

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市東浅川町五百五十一番地一 東浅川保

健康福祉センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者の将来に向けてのさらなる生活向上、社会参加、社会的自立の支援をするために、心身障害者の通所授産施設の運営を主として、障害者の理解を深めるための相談や啓発事業また、障害福祉サービス事業などを行い、地域で自分らしく暮らしていきける、健全な社会実現を図ることによって心身障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国相続無料相談開催事務局

三 代表者の氏名

久保 勇太

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町三丁目十番地 花井ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、相続についての無料での相談・支援に関する事業、相続に係る知識の啓発並びに情報の提供に関する事業を行い、相続についての知識の啓発を通じて社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人手打ちそば道場新宿村

三 代表者の氏名

佐藤 和雄

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区上鷲宮二丁目八番七号 クレストA二〇

一 号室

五 定款に記載された目的

この法人は、過疎化・高齢化が進む地方の休耕地で蕎麦を栽培し、収穫した蕎麦の製造・販売の事業を立ち上げ地域の活性化に寄与すると同時に、手打ちそば道場新宿村を通じて手打ちそば技術を研鑽し、手打ちそば愛好者を増やすことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

W A C C A I K E B U K U R O

二 店舗所在地

豊島区東池袋一丁目八番一号ほか

三 設置者名

株式会社M A R O

四 設置者住所

文京区目白台三丁目八番三号

五 変更前の店舗名 (仮称) 栄真 池袋東口プロジェクト

<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>	<p>十 届出日 平成二十六年十月二十七日</p>	<p>九 変更日 平成二十六年十月一日</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 佐藤 卓</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 上岡 創</p>	<p>六 変更後の設置者名 大林新星和不動産株式会社</p>	<p>五 変更前の設置者名 大林不動産株式会社</p>	<p>四 設置者住所 千代田区九段南三丁目三番六号</p>	<p>三 設置者名 大林新星和不動産株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 港区北青山三丁目六番一号</p>	<p>一 店舗名 o a k o m o t e s a n d o</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十二 縦覧期間 平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 届出日 平成二十六年十月十五日</p>	<p>九 変更日 平成二十六年九月十九日ほか</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ハコスタほか九名</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	<p>六 変更後の店舗名 W A C C A I K E B U K U R O</p>																																							
<p>六 縦覧期間 平成二十六年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか</p>	<p>一 店舗名 伊勢丹新宿本店</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年十一月二十五日</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十二 縦覧期間 平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 届出日 平成二十六年十一月二十五日</p>	<p>九 変更日 平成二十六年十一月二十八日</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 意見なし</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 新宿区長</p>	<p>六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課</p>	<p>五 縦覧期間 平成二十六年十月二十八日</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 意見なし</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区長</p>	<p>一 店舗名 意見なし</p>																																						
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十六年十一月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 縦覧期間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>七 縦覧場所 中野区長</p>	<p>六 縦覧時間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 縦覧期間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>七 縦覧場所 中野区長</p>	<p>六 縦覧時間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 縦覧期間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>六 縦覧時間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 縦覧期間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>七 縦覧場所 中野区長</p>	<p>六 縦覧時間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 縦覧期間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>七 縦覧場所 中野区長</p>	<p>六 縦覧時間 平成二十六年十月二十九日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 意見 意見なし</p>	<p>三 設置者名 サミット株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p>	<p>一 店舗名 (仮称)サミットストア東中野駅前店</p>	<p>十号)に定める休日を除く。</p>

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

